

令和6年度 松田町生涯学習基本方針

町民の学習ニーズ、ライフステージが多様化している中、町民一人ひとりの生きがいや心の豊かさを目指し、いつでも・どこでも・だれもが生涯を通じて教育、文化、スポーツやレクリエーション等、様々な学習課題を見つけ、継続して学習していくことが大切です。

緑と清流に囲まれた自然環境のもと、町民の幅広い学習活動を支援し「質の高い学びで次代の担い手と文化を育む町」を実現させるため、学習機会の充実、学習の場の整備を推進していきます。

そのためには、生涯学習センターを活動拠点とする生涯学習サポートセンター「はじめの一步」を中心とした生涯学習事業を推進しつつ、各登録団体と連携した社会教育を推進していきます。

主要施策

1 生涯学習の推進

町民の学習ニーズに沿った幅広い情報提供の充実を図りつつ、生涯学習センター等を活用した事業を推進するとともに、町民の学習活動が生涯を通じて続けられるよう関係機関との連携を図ります。

また、心豊かな人権が醸成され定着するよう、人権問題に対する町民の理解を深める人権教育を推進します。

大きく変化する社会において、子どもの豊かな人間性や社会性を育むためには、様々な体験活動が重要であるとされており、子どもの教育を担う学校、家庭及び地域が連携して、体験活動を推進します。

また、子どもの居場所づくりを推進するため、地域学校協働活動事業（寺子屋まつだ、放課後子ども教室）を継続し、青少年が心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めます。

(1) 学習機会の充実と情報提供、学習活動の支援

- ・生涯学習センターの運営・推進・社会教育委員と連携した検証

町民が求める学習活動について、生涯学習センターを拠点として地域の学習を支援する団体等と連絡調整を図り、学習活動の支援をしていきます。

また、その内容について社会教育委員会議で検証しながら、拡充に努めます。

- ・町民大学、指導者研修会（広報紙づくり）

町民の生涯学習に対する意識の向上を図るため、町民の要望や社会の要請に応える町民大学講座を開講します。また、各学校・幼稚園等において作成する広報紙について、基礎的な知識が習得できるよう研修会を開催します。

- ・PTA家庭教育学級の支援

幼児、児童、生徒の保護者を対象に家庭教育の充実やPTA活動の活性化を図るために、特色ある家庭教育学級を支援します。

- ・地域学校協働活動事業（寺子屋まつだ、放課後子ども教室）

子どもの居場所づくりに配慮し、子どもたちに様々なプログラムが提供できるよう、生涯学習サポートセンターを通じて地域の人材を発掘し、豊かな教育活動を支援します。

- ・家庭教育と幼児教育の推進

入園前の幼児と保護者を対象とした「にこにこ教室」を定期的で開催し、幼少期に必要な豊かな体験活動のサポートをする。さらに、参加者同士の交流を図ることで、就園前の不安などの解消に努めます。

(2) 社会教育関係団体の育成と支援

- ・社会教育委員会議の充実

社会教育の今日的な課題を社会教育委員会議に提案し、調査・研究を行い、本町における社会教育の充実を図ります。

- ・PTA等との連携・支援

「子ども会」は解散となりましたが、引き続き自治会、PTA等と連携し、幼児、児童、生徒の健全育成や家庭教育の充実を図ります。

(3) 地域集会施設等の充実、有効活用

- ・地域集会施設等への助成、生涯学習活動の拠点としての活用

生涯学習活動を実施するに相応しい施設にするために、集会施設の維持管理に努めます。

(4) 人権教育の推進

- ・人権教育研修会の開催

町民の人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会を開催し啓発を行います。

- ・人権研修会への参加、人権啓発広報紙の発行

広報紙や研修会等を通じて人権に対する意識の高揚と指導者の育成を図ります。

(5) 社会教育施設のあり方

- ・生涯学習センターの開館及び利用促進

令和3年度に開館した「生涯学習センター」は、使用料の見直しを実施し持続的な施設運営を図ります。

今後は利用者の拡大及び利用促進を図ります。

- ・スポーツ登録団体

登録団体の目指すべき方向性を明確にするとともに、登録基準、使用料や受益者負担について見直しを行い、持続可能な施設管理の適正化を図ります。

(6) 放課後の子どもの居場所づくりを考慮した社会教育の推進

- ・地域学校協働活動事業（放課後子ども教室の運営）

安全・安心な子どもの活動拠点を設け地域社会の中で子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。

2 青少年健全育成の推進

学校・家庭・地域が一体となって青少年健全育成に努めるとともに、青少年が心身ともに健全に育つ社会環境づくりを進めます。

(1) 青少年指導者の育成

- ・ 青少年指導員の育成、活動支援

青少年の健全育成を図るために、青少年指導員が活動する事業に対し積極的に支援します。

- ・ 指導者講習会、研修会の開催

青少年指導員に対する講習会や研修会を積極的に開催して指導力の向上を図ります。

(2) 青少年の健全な活動の推進

- ・ P T A活動及び関係団体との連携・支援

P T A、学校、自治会と連携し、幼児、児童、生徒に対し家庭教育の充実を図ります。

- ・ ジュニアキャンプ教室、広域連携中学生交流洋上体験研修、一市四町一村青少年交流キャンプ

青少年が心身ともに健全に育つための事業を引き続き実施するとともに、新たに推進するための手法や行事を検討していきます。

3 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

「いつでも・どこでも・だれでも」気軽にスポーツを楽しむことができる場の普及と、町民一人ひとりが体力・年齢に応じた、適切なスポーツ・レクリエーション活動に参加出来るよう、各種スポーツ大会の充実を図るとともに社会体育施設の整備を進めます。

なお、住民総参加型スポーツイベントとして平成 26 年度から取り組んでいるチャレンジデーについては、事業実施母体において事業終了の判断となったことから、今後は違う形において健康・スポーツへの意識高揚に繋がる事業を検討します。

(1) 生涯スポーツ活動の推進

- ・ 9 種目による町民大会、松田スポーツフェスティバル（旧町民運動会）、足柄上郡総合体育大会、足柄上地区一周駅伝、かながわ駅伝大会など

町等が主催する行事について、健康の維持・増進につなげるため、多くの町民が参加できるよう啓発に努めます。

(2) 生涯スポーツ関係団体の育成と支援

- ・ スポーツ推進委員の研修並びにスポーツ協会、少年少女スポーツ団体、町スポーツ登録団体、松田ゆいスポーツクラブ等の育成と連携・支援

各団体と連携を図りながら、町民の健康の維持・増進、意識の高揚に向け取り組みます。

(3) 社会体育施設の整備と学校施設の開放の充実

- ・町体育館、酒匂川町民親水広場、神山ふれあい広場、寄テニスコート、スポーツクライング施設及びトレーニングルームの利用促進

各施設の維持管理について、施設管理の適正化を図り利用促進に努めます。

- ・小中学校体育館の施設開放

各学校施設の施設開放について、学校と連絡調整を図りながら施設の有効利用に努めます。

(4) 運動・スポーツで健康に対する意識改革

- ・各種事業の啓発・参加

町民の健康に対する意識を向上させるための啓発活動を行い、健康増進や未病状態の改善・維持に向けた取組を促進します。

4 芸術・文化の振興

町民の芸術・文化活動の活性化を図り、豊かな地域文化づくりを進めます。なお、町民の芸術・文化活動の一つの成果である文化祭などを各種団体と調整し、さらなる事業として展開していきます。

また、生涯学習センターを活動の拠点として利活用を進め、利用者の安全性及び利便性の向上に努めます。

(1) 芸術・文化活動の推進

- ・魅力ある町文化祭の開催

町文化祭について、出展、出演する方々が自ら主体となって開催できる仕組みづくりに努め、関係団体が相互に連携し開催します。

- ・施設の魅力を高める講座やイベントの開催

平成 29・30 年度の改修工事により整備された施設機能を活かすための講座やイベントを開催することで、新たな学習機会を提供します。

(2) 芸術・文化団体の育成と支援

- ・施設利用（仮称）登録団体の活性化

自主的に仲間を増やすための活動を実施することや、町内外に情報を発信しすることで、活動の充実、活発化に努めます。

(3) 文化施設の維持管理

- ・施設の維持管理

町の賑わいを創出する教育、文化、スポーツ、未病改善や国際交流の場として活用するとともに人がつながり多様な文化を織りなす複合拠点施設として、適正な維持管理を行います。

5 文化財の保護と活用

町指定の貴重な歴史的遺産の保存、伝承活動の充実に寄与するため、文化財に関する理解と伝統芸能伝承のための後継者の育成に努めるとともに歴史講座や文化財ウォーク等を開催することで文化財に対する意識の高揚を図り保全、保護に繋がります。

(1) 文化財の保全・保護

- ・文化財保護委員会の開催

教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定・解除、保存及び活用に関し必要な事項の調査研究をするため、文化財保護委員会を定期的を開催します。

- ・歴史講座、歴史文化財ウォーク等講座の開催

町の歴史や文化財に対する理解を図るため、身近な地域の歴史を知り、郷土の新たな発見と関心を深める講座を開催します。

- ・町内の古文書調査・啓発

平成 27 年度に調査した古文書に対し、平成 28 年度から神奈川県公文書館による調査・保存事業を継続的に実施するとともに、調査内容を周知公表するための講座等を開催します。

(2) 伝統芸能・伝統行事の伝承と支援

- ・松田大名行列保存会、寄祭囃子保存会

町の無形文化財に指定されている団体に対し引き続き支援を行い、後世への伝承に努めます。

- ・民俗芸能伝承教室の開催

11 月に開催される「まつだ産業観光まつり」で披露する大名行列（赤坂奴）について、中学生に対して伝承教室を開催するとともに参加協力を積極的に行い、若い世代への伝承に努めます。

6 読書活動の推進

社会教育委員会が行ったアンケート調査の結果を踏まえ、町民が本に親しみ、また読書を通じて心豊かに生きていくために読書活動を推進していきます。

また、子どもたちが本の楽しさを知り、読書に親しんでもらうため、子ども読書推進計画に基づいた事業の展開を図ります。

(1) 読書活動推進

- ・推進計画に基づいた活動の推進

読書活動を推進する社会的な気運を醸成するため、毎月第一日曜日を「家読（うちどく）の日」とし、家庭での読書習慣や読書活動の意義や重要性について、広く町民に普及・啓発を図るよう努めます。

- ・家庭教育としての読書活動の推進

世代を越えて子どもから大人まで読書に親しんでいただくために、積極的な推進に努めます。

- ・小・中学校と町図書館との連携強化

学校図書館との連携を図り、子どもたちが読書に親しむ機会の提供や読書習慣の

形成に努めます。

また、「ブックスタート事業」により、幼児に絵本を配布し、読書活動の推進を図るとともに、図書館利用の推進を図ります。

(2) 図書館事業の推進

・おはなし会、図書館仕事体験の開催

読書の魅力を伝えるため、図書館で実施する事業に対し、幼児、児童、生徒の参加を促す子育て支援関連事業を開催します。

・蔵書、視聴覚資料の充実

資料の収集にあたっては、利用者のニーズを把握しつつ、地域社会の状況などを反映させるよう読書活動の推進拠点としての充実に努めます。

・他図書館との連携

神奈川県立図書館や近隣図書館との相互貸借を始めとした連携を強化します。

・子ども読書計画の推進

第三次松田町子ども読書推進計画(令和5年3月策定)に基づいた読書活動を推進します。